

「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額
並びにその支給条例の一部を改正する条例」提案理由説明

ただいま上程されました議第八六号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例」につきまして、その提案理由を説明いたします。

国や地方における景気に関する指数等が示されるなかで、全国的に景気は回復傾向にあるにもかかわらず、残念ながら、奈良県は、まだまだ厳しい状況が続いており、大きく出遅れていると言わざるを得ません。

そして、この間、県民所得も低迷した状況から脱することができず、県民の現金給与総額を十年前と比較すると約一四％も下落しており、この下げ幅は全国で最も大きな数値となっています。

また、県内各地に目を向けますと、少子・高齢化、過疎化への対策や、安全・安心のまちづくりなど、様々な行政課題に対して積極・果敢に対応していくことが求められています。

このような多くの課題に対応し、奈良県が置かれている厳しい状態から脱するためには、政策実行における選択と集中を徹底していくことが重要であります。

まずは、回復力を高めるといふ観点から景気回復を最重点に、奈良県が元気になる政策を強力に進めていく必要があると考えます。

この条例は、議員報酬の減額措置により節約できる財源が、次世代を担う若者たちへの医療・教育・子育て支援に対する施策の充実、及び奈良県の経済の活性化の一助となることを目的とするものであります。

議員報酬の削減は、その一面を捉えますと、二十年來のデフレからの脱却や県民所得へのマイナス影響、また、議員各位の政治活動費に対する影響なども懸念されるところですが、ここは、私たち議員一人ひとりが、県民の皆様とともに、痛みに耐えながら常に前を向き、そして、更なる行財政改革を進める一步とするため、会派を超えて、この熱い思いを結集させる形として、議員報酬の削減を提案するものであります。

議員諸氏におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同いただけますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議第八六号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 議会の議長、副議長及び議員に係る平成二十七年十一月一日から平成三十一年四月二十九日までの間における議員報酬の月額は、第二条の規定にかかわらず、議会の議長にあっては八十六万円と、副議長にあっては七十五万円と、議員にあっては七十万円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条に定める額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

県議会議員の報酬の額を、暫定的に減額する措置を講ずるため、所要の改正をしようとするものである。

